

○藤沢市土地区画整理事業補助金交付要綱

制定 令和7年5月22日

改正 令和8年9月25日

藤沢市土地区画整理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整合法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項、第2項、第3項又は第3条の2の規定により土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する者に対し、事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において市が補助することに関し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 この要綱により補助対象とする事業は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内における事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が健全な市街地の形成及び公共施設の整備改善を促進するため必要と認めた事業については、この限りでない。

- (1) 施行地区の面積が2ヘクタール以上の事業で、当該事業の施行後における公共施設の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の20パーセント以上となるもの
- (2) 施行地区の面積が1ヘクタール以上2ヘクタール未満の事業で、当該事業の施行後における公共施設の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の15パーセント以上となるもの
- (3) 施行地区の面積が1ヘクタール未満の事業で、当該事業の施行前に農地等の低未利用地を5,000平方メートル以上含み、かつ、当該事業の施行後における公共施設の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の15パーセント以上となるもの

(補助金の交付等)

第4条 市長は、事業に要する費用のうち次に掲げる費用について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 公共施設の新設及び変更（交通安全施設の設置及び移設を含む。）の工事に要する費用
- (2) 法第77条第1項の規定による建築物等の移転及び除却の工事に要する費用

- (3) 墓地の移転、工業用水道及びかんがい用排水施設の移設並びに調整池の築造の工事に要する費用
- (4) 整地工事に要する費用
- (5) 前各号に掲げる工事、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量に要する費用
- (6) 道路築造のための設計及び試験に要する費用
- (7) 法第73条第1項の規定による土地の立入等に伴う損失の補償、法第78条第1項の規定による建築物の移転等に伴う損失の補償及び法第101条の規定による仮換地の指定等に伴う損失の補償
- (8) 実施計画の作成、換地計画の作成及び換地処分による登記手続に要する費用
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第6章の規定による埋蔵文化財の発掘調査に要する費用のうち、発掘作業費、整理保存費、報告書作成費及び調査雑費
- (10) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第5項に規定する防火水槽の築造に要する費用
- (11) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置に要する費用
- (12) 供給処理施設整備に要する費用
- (13) 電線類地下埋設施設整備に要する費用

2 事業に対して法第120条の規定による公共施設管理者負担金の交付がある場合において、当該公共施設管理者負担金が前項各号に掲げる費用に充当されるときは、当該充当される費用の部分については、補助金の交付対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、土地区画整理事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付対象となる前条第1項各号に掲げる費用の額の積算に係る書類
- (2) 補助金交付申請の日の属する会計年度の収支計画書

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査してその適否を決定するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付して補助金の交付を決定することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付に係る決定をしたときは、速やかに土地区画整理

事業補助金交付決定通知書により、決定の内容及び同条後段の規定により付した条件を当該申請者に通知するものとする。

(工事等の着手届)

第8条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた者（以下「補助対象施行者」という。）は、補助金の交付対象となった工事等（以下「補助対象工事等」という。）に着手したときは、速やかに土地区画整理事業補助対象工事等着手届を市長に提出しなければならない。

(工事等の完了届)

第9条 補助対象施行者は、補助対象工事等が完了したときは、速やかに土地区画整理事業補助対象工事等完了届を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の届が提出された場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該届に係る補助対象工事等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、土地区画整理事業補助金交付額確定通知書により当該補助対象施行者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象施行者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別に定める請求書を提出しなければならない。

(補助金の分割交付)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、補助対象工事等の出来高に応じ、補助金を分割して交付することができる。

2 前項の規定により補助金の分割交付を受けようとする補助対象施行者は、土地区画整理事業補助金分割交付申請書に補助対象工事等に係る出来高調書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第10条から前条までの規定は、第1項の規定により補助金を分割して交付する場合に準用する。この場合において、第10条中「前条の届」とあるのは「土地区画整理事業補助金分割交付申請書」と、「当該届」とあるのは「当該申請書」と、「交付すべき」とあるのは「分割して交付すべき」と、「土地区画整理事業補助金交付額確定通知書」とあるのは「土地区画整理事業補助金分割交付額確定通知書」と、前条中「補助金」とあるのは「分割して交付する補助金」と、「前条」と

あるのは「第12条第3項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、第9条の届が提出された場合において、当該届に係る補助対象工事等の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象工事等につき、これに適合させるための措置を採るべきことを補助対象施行者に対して命ずることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象工事等について準用する。

(計画変更の承認等)

第14条 補助対象施行者は、補助対象工事等の内容等を変更しようとするときは、市長に土地区画整理事業補助対象工事等変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定を受けている第4条各号に掲げる事業に用する費用の内訳の変更で、交付決定額に変更が生じないものは、変更承認申請を要しない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査してその適否を決定し、その旨を土地区画整理事業補助対象工事等変更承認決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による計画変更の承認をしたときは、当該計画変更に係る補助対象工事等に対する補助金の交付の決定を変更することができる。

(収支報告書の提出)

第15条 補助金の交付を受けた補助対象施行者は、補助対象工事等の完了の日の属する会計年度の収支報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助対象施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象施行者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象工事等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象施行者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(報告の徴収)

第17条 市長は、補助対象施行者から事業の遂行の状況に関し必要な報告を徴することができる。

(様式)

第18条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月22日から施行する。
- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月25日から施行する。
- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第1号様式(第5条関係)
土地区画整理事業補助金交付申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
申請者 住所	
氏 名	
次のとおり補助金の交付を申請します。	
事業の名称	土地区画整理事業
施行区域及び面積	藤沢市 ha
交付申請額	円
事業の概要	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添付書類	1 補助対象工事等の積算書 2 補助対象工事等の関係図面 3 収支計画書

第2号様式(第7条関係)
土地区画整理事業補助金交付決定通知書

年 月 日	
住 所	
氏 名	
藤 沢 市 長	
(公 印 省 略)	
次 の と お り 通 知 し ま す 。	
事 業 の 名 称	土地区画整理事業
決 定 区 分	☐ 補助金を交付します。 ☐ 補助金を交付しません。
交 付 金 額	円
事 業 の 概 要	
条 件	藤沢市土地区画整理事業補助金交付要綱を遵守すること。
指 示 事 項	
交 付 し な い 理 由	

第3号様式(第8条関係)
土地区画整理事業補助対象工事等着手届

						年 月 日	
藤 沢 市 長							
申 請 者 住 所							
氏 名							
次 の と お り 届 出 し ま す 。							
事 業 の 名 称			土 地 区 画 整 理 事 業				
補助対象工事等の名称							
着 手 年 月 日			年 月 日				
完 了 年 月 日			年 月 日				
添 付 書 類							
上 記 届 出 を 報 告 し ま す 。						起 案 日	年 月 日
						決 裁 日	年 月 日
						施 行 日	年 月 日
部長	課長	主幹	補佐	主査	担当		

第4号様式(第9条関係)
土地区画整理事業補助対象工事等完了届

年 月 日												
藤 沢 市 長												
申 請 者 住 所												
氏 名												
次 の と お り 届 出 し ま す 。												
事 業 の 名 称						土 地 区 画 整 理 事 業						
補助対象工事等の名称												
完 了 予 定 年 月 日						年 月 日						
添 付 書 類												
上 記 届 出 に も と づ き 調 査 を 行 い ま し た 。						起 案 日		年 月 日				
						決 裁 日		年 月 日				
						施 行 日		年 月 日				
部長	課長	主幹	補佐	主査	担当							
調査結果												
調 査 年 月 日						年 月 日						
調 査 員 等 職 氏 名						区 分		職 名		氏 名		印
						調 査 員						印
						立 会 人						印

第5号様式(第10条関係)
土地区画整理事業補助金交付額確定通知書

年 月 日 住 所 氏 名 藤 沢 市 長 (公 印 省 略)	
事 業 の 名 称	土地区画整理事業
決 定 区 分	☐ 補助金を交付します。 ☐ 補助金を交付しません。
交 付 金 額	円
補助対象工事等名称	
交 付 し な い 理 由	

第6号様式(第12条関係)
土地区画整理事業補助金分割交付申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
申請者 住所	
氏 名	
次のとおり補助金の分割交付を申請します。	
事業の名称	土地区画整理事業
施行区域及び面積	藤沢市 ha
交付決定額	円
分割交付申請額	円
残 額	円
事業の概要	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 補助対象工事等の積算書 2 補助対象工事等の関係図面 3 収支計画書 4 出来高調書

第7号様式(第12条関係)

土地区画整理事業補助金分割交付額確定通知書

年 月 日

住所

氏 名

藤 沢 市 長

(公印省略)

[illegible]

第8号様式(第14条関係)
土地区画整理事業補助対象工事等変更承認申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
申 請 者 住 所	
氏 名	
次のとおり補助金対象工事等の変更承認を申請します。	
事 業 の 名 称	土 地 区 画 整 理 事 業
施 行 区 域 及 び 面 積	藤 沢 市 ha
変 更 の 内 容 等 及 び 金 額	
	
	
	
	
	
	
	
補 助 金 交 付 決 定 額	円
変 更 等 の 理 由	
添 付 書 類	1 補助対象工事変更等の積算書 2 補助対象工事変更等の関係図面 3 収支計画書

第9号様式(第14条関係)
土地区画整理事業補助対象工事等変更承認決定通知書

年 月 日	
住 所	
氏 名	
藤 沢 市 長	
(公 印 省 略)	
次 の と お り 通 知 し ま す 。	
事 業 の 名 称	土地区画整理事業
決 定 区 分	☐ 変更を承認します。 ☐ 変更を承認しません。
変 更 の 内 容 等 及 び 金 額	
変 更 の 条 件	藤沢市土地区画整理事業補助金交付要綱を遵守すること。
指 示 事 項	

第10号様式(第15条関係)
土 地 区 画 整 理 事 業 収 支 報 告 書

年 月 日							
藤 沢 市 長							
申 請 者 住 所							
氏 名							
次 の と お り 報 告 し ま す 。							
事 業 の 名 称				土 地 区 画 整 理 事 業			
補助対象工事等の名称							
着 手 年 月 日				年 月 日			
完 了 年 月 日				年 月 日			
報 告 内 容							
添 付 書 類				収支決算書			
上 記 届 出 を 報 告 し ま す 。						起 案 日	年 月 日
						決 裁 日	年 月 日
						施 行 日	年 月 日
部長	課長	主幹	補佐	主査	担当		